

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(別紙) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方
1	貸金業法施行規則第20条第2項	改正後(案)の貸金業法施行規則第20条第2項に定める「当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法」に関しては、多くの企業が自社の運営するWebサイトにおいて掲示する企業情報ページ内(トップページから2回程度の遷移で到達できる箇所)に、次のとおり2行書きすること(なお、貸金業者の商号は、企業情報ページ内の以下とは別の場所に明記されている。)は、(公衆の見やすい場所に相当し)許容されると考えているが、相違ないか。言い換えると、Webサイト上のどのページのどの箇所に表示するかについては、法の趣旨を尊重する前提における企業の裁量によると考えてよいか。 関東財務局長(●●)第●●●●●●号 登録有効期間20●●年12月●●~20●●年12月●●日 (理由等) 「当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法」について、その内容を具体的に明記していないため。	9 各事業者のウェブサイトの構成等が様々であり、表示する箇所や方法について詳細な条件等を一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という一括法の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者に対する適切な情報提供が行われるようご対応ください。
2		掲出項目がウェブサイト上に具備されていれば改正法・改正規則の対応として問題ないか。(掲載箇所が分散していても問題ないか、まとめて掲示することが求められるか) (理由等) 掲出条件が定められた場合、ウェブサイトの改修が必要となるため。	10

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方	
3	貸金業法施行規則第11条第6項	<p>改正後（案）の貸金業法施行規則第11条第6項に定める「当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法」に関しては、自社の運営する Web サイトにおいて、（クレジットカードの付帯する）キャッシングサービスの申込を勧誘する（又は、案内する）Web ページ内に設けたリンクをクリックすることで、現在使用している貸付条件表を PDF 形式に変換したものが別ページとして表示される状態としておく方法は許容されると考えるが、相違ないか。</p> <p>（理由等）</p> <p>「当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法」について、その内容を具体的に明記していないため。</p>	11	<p>各事業者のウェブサイトの構成等が様々であり、表示する箇所や方法について詳細な条件等を一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という一括法の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者に対する適切な情報提供が行われるようご対応ください。</p> <p>その上で、左記のような掲載方法を採用することは否定されません。</p>
4	貸金業法第14条第2項	<p>貸金業法 14 条 2 項に基づいて表示すべき同条 1 項各号（4号を除く）に定める事項は、取扱中の商品に係るもの全てを明示すべきことを要求するものと考えられます。</p> <p>この点、広く一般向けに販売する商品と業務提携先の顧客のみを対象とする限定商品とを並列して表示した場合、顧客にとっては煩雑で混乱を招く懸念があり、デジタル社会形成基本法第5条が定める「消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大」を却って阻害する可能性があります。</p> <p>そのため貸金業法 14 条 2 項に基づく表示には、業務提携先のホームページにのみ表示する方法などデジタル社会形成基本法第5条の趣旨に沿う運用が広く認められるべきものと存じます。</p>	27	<p>アナログ規制の見直しという観点から現在書面で掲示されている事項をインターネットでも閲覧可能にするという一括法の趣旨に鑑みれば、【該当条文】の規定による措置を講じるときは、使用にあたって会員登録やログインが必要でなく、一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることが出来る一般に公開されているウェブサイトに必要な事項を掲載する必要があります。</p>
5	貸金業法施行規則第11条第6項	<p>貸金業者が貸金業法第15条の「貸付条件の広告等」に係る事項を HP 上で表示している場合、当該表示が法第14条第2項の要件を満たしていれば、別途法第14条第2項に基づく「貸付条件等の掲示」をする必要はないと解してよいか。</p>	36	<p>ご理解の通りです。</p>

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方	
6	—	<p>ウェブサイトがトラブルにより閲覧できなくなった場合、一律に貸金業法第14条第2項又は同法第23条第2項の違反となり得るか。例えば、ウェブサイトがトラブルにより標識・貸付条件表が閲覧できなかった期間。 (理由等) メンテナンス時や障害により閲覧不可となるケースが法令違反となるか不明瞭であるため。</p>	67	<p>同項の違反となるかどうかにつきましては、事実関係等に基づいて個別に判断されるべき事柄であるため、一律にお答えすることは困難です。なお、あくまで一般論として申し上げれば、同項の違反となるか否かは、ウェブサイトを閲覧に供することができなくなった原因やその期間などの個別の事情に応じて判断されるものと考えられます。いずれにせよ、仮にウェブサイトが閲覧できなくなった場合には、可能な限りの早期の復旧といった適切な対応に努めていただく必要があります。</p>
7	貸金業法施行規則第11条第6項	<p>「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-15(2)①において、貸付けの条件の具体的内容を1つでも表示した広告をした場合には貸金業法第15条に定める「貸付条件の広告等」に該当すると記載されているところ、本改正に基づいて貸金業者が自社のウェブサイト上に貸付条件の掲示を行う場合、「法第14条第2項の規定に基づく旨の表示」を付せば、当該貸付条件の掲示は法第15条に規定する「貸付条件の広告」には該当しないものと解してよいか。</p>	70	<p>貸付条件等の掲示等については、それが貸金業法第15条に基づく広告であるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、仮に記載内容に「法第14条第2項の規定に基づく旨の表示」である旨が付言されている場合でも、ウェブサイトにおける掲載箇所に、宣伝することを目的とした文面や、借入の申請フォームへのリンクが入っていたりするなど、同法第14条第2項で定める事項と併せて、明らかに借入れを促進するような内容が含まれているような場合には、同法第15条に規定する「貸付け条件の広告」に該当する可能性があるものと考えます。</p>